

介護保険住宅改修費受領委任払いの申請の流れ

介護保険での住宅改修費の支給は、工事終了後、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付費分（9割、8割または7割）の支払いを受けるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。

一方、「受領委任払い」は、住宅改修費の支払いを初めから1割、2割または3割で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。

ここでは、介護保険における住宅改修費の受領委任払いの手続きについて説明します。

1 住宅改修の相談

住宅改修をご検討されている方は、まず、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）に相談します。担当のケアマネジャーがいない場合は、お近くの高齢者総合相談センターに相談します。

2 改修事業者を選択する

新宿区に受領委任払取扱事業者の登録をしている事業所の中から、改修事業者を選び、住宅改修について打ち合わせを行い、見積を依頼します。

受領委任払登録事業者については、新宿区ホームページに掲載していますので、そちらをご確認ください。

※適切な改修を行うため、できるだけ複数の改修事業者から見積をとり、改修内容を検討しましょう。

3 事前申請

(1) 工事前に事前申請書類を新宿区介護保険課給付係に提出します。事前申請をしないで工事を行った場合は、介護保険住宅改修費の支給は受けられません。

(改修事業者による代理申請もできます)

以下の書類を介護保険課給付係に提出します。

①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

②介護保険住宅改修費受領委任払同意書

③住宅改修を必要とする理由書（ケアマネジャー等の有資格者が作成したもの）

④工事費見積書（改修工事に係る材料費、工賃、諸経費等が詳細に記載されているもの）

※適切な改修となるよう複数の改修事業者から見積を取るようしましょう。

⑤改修予定(施工前)箇所の写真（撮影日の入っているもの）

※段差解消や手すりの高さ変更の場合は、段差や手すりにスケールをあてて段差や高さの寸法が分かる写真が必要です。

⑥施工前と施工後の状態がわかる書類等（生活動線がわかる平面図・立面図・断面図等）

⑦住宅所有者の承諾書（被保険者所有の住宅や被保険者と住宅所有者が同居の親族の場合は不要です）

(2) 「事前申請確認書」の通知及び住宅改修の着工

介護保険課給付係で事前申請書類を審査した後、工事内容が妥当と判断した場合、利用者あてに「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請確認書」を通知します。確認書が届いたら、確認書の記載内容を改修事業者にお知らせいただき、工事を開始してください。

なお、住宅改修の内容が申請時と変わる場合は、着工前に必ず給付係へご相談ください。

4 事後申請

(1) 工事終了後、利用者は改修事業者へ保険給付費分の1割、2割または3割の支払いをし、領収証の交付を受けます。

その後、以下の書類を介護保険課給付係へ提出します。

（改修事業者による代理申請もできます）

①領収証（被保険者本人宛て）

※原本を提出して頂きます。なお、領収証は窓口で原本を確認後、お返しすることが可能です。その際は原本と写しを提出してください。

②改修（施工後）箇所の写真（撮影日付の入っているもの）

※事前申請で添付した写真と比較できるように同じ箇所を同じアングルで撮影してもらってください。

(2) 介護保険課給付係は書類を審査後、約1か月後に決定通知を利用者と登録事業所に発行し、事業所指定口座に住宅改修費（9割、8割または7割）を振り込みます。

【介護保険対象分のご利用者負担額（1割、2割または3割）の算出に当たっての注意事項】

○ 1円未満の端数は切り上げます。

例1：改修費用の額が133,333円の場合（利用者負担割合1割の方のケース）
利用者負担額＝133,333円×1/10＝13,333.3円≒13,334円
（1円未満の端数切り上げ）

○ 住宅改修に係る改修費用額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基

準額内の改修費用の額に 10 分の 1、2 または 3 を乗じた額と基準額を超える額の合計額をお支払いください。詳しくは、ケアマネもしくは、改修事業者にお問い合わせください。

例 2 : 既に 133,333 円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000 円の住宅改修を行う場合 (利用者負担割合 1 割の方のケース)

(支給限度基準額内の改修費用残額)

$$= 200,000 \text{ 円} - 133,333 \text{ 円} = 66,667 \text{ 円 (A)}$$

(支給限度基準額を超える改修費用額)

$$= 90,000 \text{ 円} - 66,667 \text{ 円} = 23,333 \text{ 円 (B)}$$

$$\text{利用者負担額} = 66,667 \text{ 円 (A)} \times 1/10 + 23,333 \text{ 円 (B)}$$

$$(66,667 \text{ 円 (A)} \times 1/10 = 6,666.7 \text{ 円} \div 6,667 \text{ 円 (C)})$$

(1 円未満の端数切り上げ)

$$\underline{23,333 \text{ 円 (B)} + 6,667 \text{ 円 (C)} = 30,000 \text{ 円}}$$

※ 基準限度額を超える改修費用額 (B) は、住宅改修費支給対象とはなりません。

※ 介護保険対象額の 1 割分 (6,667 円) と支給限度基準額を超える改修費用額 (23,333 円) を利用者から受け取ることになるので、領収書にはその合計金額である 30,000 円 (B+C) を記載してもらってください。

【前記例 2 の領収書の記載例】

領 収 証	
○年○月○日	
新宿 太郎 様	
金額	¥ 30, 000 円
ただし、 <u>トイレ手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事 (90,000 円) の利用者負担額 6,667 円・超過負担額 23,333 円</u> として	
上記のとおり領収しました。	
(所在地)	
(事業所・代表者名)	
印	

5 受領委任払いが利用できない方

次の方は、受領委任払いの利用ができませんのでご注意ください。

ただし、(2)、(3)については個々の状況により、利用できる場合がありますので予めご相談ください。

(1) 給付制限を受けている方

(2) 要介護認定の申請中（新規申請・変更申請）であるため、要介護度が決定していない方

(3) 入院または入所中の方

※申請後に上記(1)～(3)に該当した場合、受領委任払いが適用できないことがあります。

6 住宅改修費の支給額について

要介護度区分に関らず、20万円を上限として改修費の9割、8割または7割を支給します。支給額（保険給付分）の上限は18万円、16万円または14万円です。上限額の範囲内で、必要に応じて何度でも住宅改修は利用できます。

要介護状態が著しく高くなった場合や転居した場合には例外がありますのでご相談ください。

【問い合わせ先】

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話03-5273-4176

FAX03-3209-6010